

大槌町のなりたち

第一章 位置

1 地理的性格

岩手県の陸中海岸中央から少し南に位置する大槌町は、東経一四一度五四分〇四秒、北緯三九度二〇分にあり、総面積一九九、七二km²、人口二万二千人の町である。

岩手県の海岸と内陸部の中央を南端から北端にかけ、早池峯山を主峰とする幾つかの一、〇〇〇mクラスの山岳を屋根のようにつらねる北上山系が走っているが、その山脈によつて二分された東北海岸が三陸海岸であり、昭和三十年陸中海岸国立公園に指定された。その沿岸も北と南では大きく趣に変化があつて、沿線中央の宮古市を境にして北側海岸は港湾の少ない隆起海岸の成因による単調だが男性的な絶壁断崖の外洋美をもっている。

一方南側のほぼ中間にある大槌町付近は北側と全く対象的に、沈降海岸の特徴を持つ出入りの激しい典型的なりアス式海岸地帯で、どちらかといえば内海美的女性風な景観をもち、港湾の多い地帯に属している。

また大槌町は「陸中」とか「三陸」といわれたこの地帯に属してきたわけだが歴史的に地域的にはどんな経過があつたであろう。古くは太平洋側を陸奥、日本海側を出羽と区分し、またこの二者を合わせて「奥羽地方」と称したが、大きな意味で現在は「東北地方」と呼ばれる経緯があつたように明治元年に陸奥国を、盤城・岩代・陸前・陸中・陸奥の五区分したことで、岩手県は殆ど陸中区域に含まれて陸中の東部海岸……「陸中海岸」の呼称で呼ばれている。

この陸中海岸からすれば三陸はもとも広い地域で、陸前(岩手県、宮城県の一部)・陸中(岩手県)・陸奥(青森県)の三国を総称して「三陸」といった。しかし、一般的に今日では(三陸海岸)・(三陸沖)というように海浜地帯や海を称する名称にのみ慣用されるようになってきている。

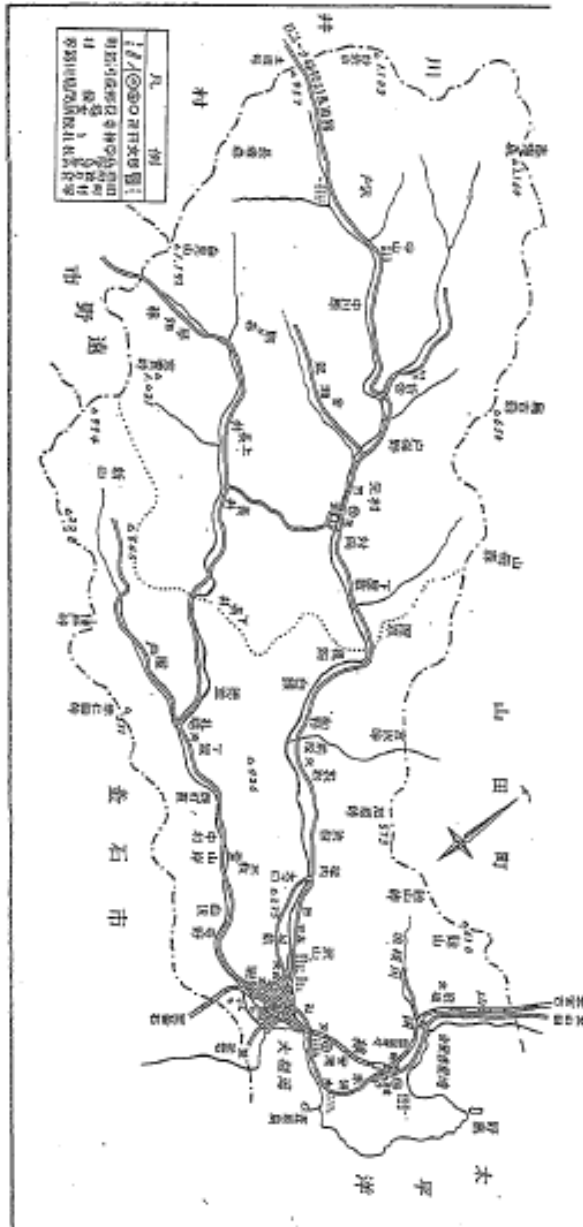


図 1

大槌町の周囲を図(第1図)に見ると、西側に北上山系の象徴的な白見山(一、一九二m)を界に遠野市に接し、新山牧場(九九四m)と連なる和山牧場を分けて大槌町・釜石市と区分されている。また、西の長者森・土坂峠(九五七m)・妙沢山(一、一〇三m)を超えて下閉伊郡川井村に通じ、高滝森(一、一六〇m)・鳥古森・宮沢峠・石坂峠・鯨山(六一〇m)を境に山田町に接している。

大槌町は東南の太平洋に門口を開いた大槌湾以外の三方はすべて山に囲まれていて、金沢部落の奥を水源とする大槌川と、新山高原の山間を降って集まる小槌川の清流は狭い農地の灌漑に利用されながら大槌湾に注いでいる。

その流域の農産地帯も昔は狭隘で町内の食を賄うに至らず幾度か繰り返された冷害・凶作に悩まされつつ品種改良につとめてきたし、戦後に及び開田工事等大いに進んでいる。吉里吉里・浪板方面は鯨山の谷間に源を発する碓川(浪板川)があるけれども、水量は少なく流域のわずかの農耕地を満たすに過ぎず、大槌川・小槌川と違って河川による鮭鱒の経済価値をもたらすものでもなかった。

大槌町の市街地は、その総面積の二%に満たないし点在する金沢ほか各部落を合わせても三%で、陸地の殆どが北上山系の山地に囲まれ中心市街にまで一〇〇m余りの山丘が入り混み町並を分断している。この広大な山地は歴史的にみれば一時期に限られるものの各種の鉱産資源をもたらしたし、山林資源もまた大きな財産となったり町の経済を潤してきた。

北上山地の延長とし真南に太平洋に向け突出する御箱崎半島と、東南に延びて七戻崎を抱えて島のように浮かぶ野島崎は、丁度町の中心地を懐深く収めて大槌湾を形成している。野島半島の北側対岸に伏せる如き船越半島の間にはこれも吉里吉里港や浪板海岸を内懐に船越湾が広がる。このリアス特有の漏斗状の自然に形造られた湾港は、津波に弱く古くより幾多の悲惨な歴史を残したが湾内に点在する島々と映える新緑は箱庭の如き美観を呈し、外洋

の奇岩に碎ける波の豪快な景観とは、また郷土の観光資源ともなっている。

それにも増して原始時代からこの土地に住みついた人々は親潮（寒流）黒潮（暖流）の交流により魚族豊富な三陸海岸のこの地を選んで定住し、内湾の魚介海藻や、外海の多様な魚族を追い、漁場の開発、漁法の進歩にと取組み続けてきた。

2 地質・水源

大槌町は、北上山地の東部沿岸に属しているが、北上山系陸地として出現するのは今から三億年も昔で、石炭紀の中頃であつてそれ以前は大陸の周辺の海底にあつて粘土砂礫などで厚く堆積されていたが、造山作用により隆起されて山系の一部となつたと考えられている。その頃も現在の山系は、大部分海域にあつて堆積を続けてきたが、古生代末中世代初めの二億数千年前の大規模な造山運動により、山地の大部分が陸地化したらしいといわれている。その後、山系の東北部や南部が再び海底に沈み、砂や土砂を堆積していたが、白亜紀前半の約一億年前の造山運動によつて北上山系の全域が陸地となり、この造山運動に伴い花崗岩活動や断層活動もあつてほぼ現在の山系輪郭ができたと考えられている。このように北上山系といつても数億年前から種々の地殻変動の洗礼を受けながら形成された経過により、地質学上の見解にも年代等にも多少の相違はあるが、北上山地の範囲は青森県八戸近から岩手県東半分を包含して、宮城県牡鹿半島に至る紡錘形の山地と高原地帯で太平洋に面する部分だとされている。

白亜紀以来海に沈むことがなかったという早池峯（一九一三・六m）を主峯とする北上山地が太平洋に広く伸びて、新世代の百万年以前に繰返えされた海岸の隆起・沈降で形成されたリアス式沈降沿岸の中央に大槌町は存在し

ている。地質的に判明する古世代の分布範囲は、比較的に狭く海岸の中部以南に限られ、大槌湾から唐丹湾あたりに広く発達しているという。

北上山地はその変化多様を示す如く各地質時代の地層がそろっていることで有名で、白亜系を例とすれば、宮古層群は下部白亜紀の好露出があり、久慈層群は上部白亜系で種市あたりまで広がっているという。この白亜系は南の陸中海岸の綾里や大船渡にも連なり、それぞれの分布地名で呼ばれているし大槌町付近もこの白亜紀には陸地化されたと思われ、宮古方面から続く花崗岩質の海岸地帯の中に含まれる。

凡そ百万年頃の鮮新世末の海進や海退の繰返しの変動には更に地形が変化し、また第四紀の洪積世にも火山の噴火活動や、噴出物が広く堆積して現在の地形となり、やがて一万年前後を境とする沖積世時代を経て始めて先住民の生活を物語る遺物や遺跡が発見される時期を迎えることになる。

大槌町の起伏の大きい山地も、地盤沈降や水面上昇により海水の浸入を受け、山地の尾根部分は半島となり、谷の部分は入江となったが、このV型の複雑な海岸はいわゆるリアス式海岸であり、その特徴として湾口は幅が広くて深い、湾奥が浅く津波や高浪があると浪のエネルギーが集中されるので被害が大きいことである。この沿岸部のおよそ半ばを占めているのは花崗岩であるが、他に石灰岩や輝緑凝灰岩を挟んでいる。

また、太平洋側から見る山地は西北に向って漸次高くなり、その頂点を白見山（一、一七三m）として、開析された途中の峻嶒な山地の峯々を並べて、奥地に隆起準平原が傘のように存在している。白見から新山・和山にかけての高原地帯は意外と平坦で、この付近には物見岩に表象されるように、花崗岩の露岩が多く花崗岩質の山岳が、浸蝕や風化によって高原状の隆起準平原地帯となったものであろう。これと同様な鯨山（六一〇m）は船越湾に面している。

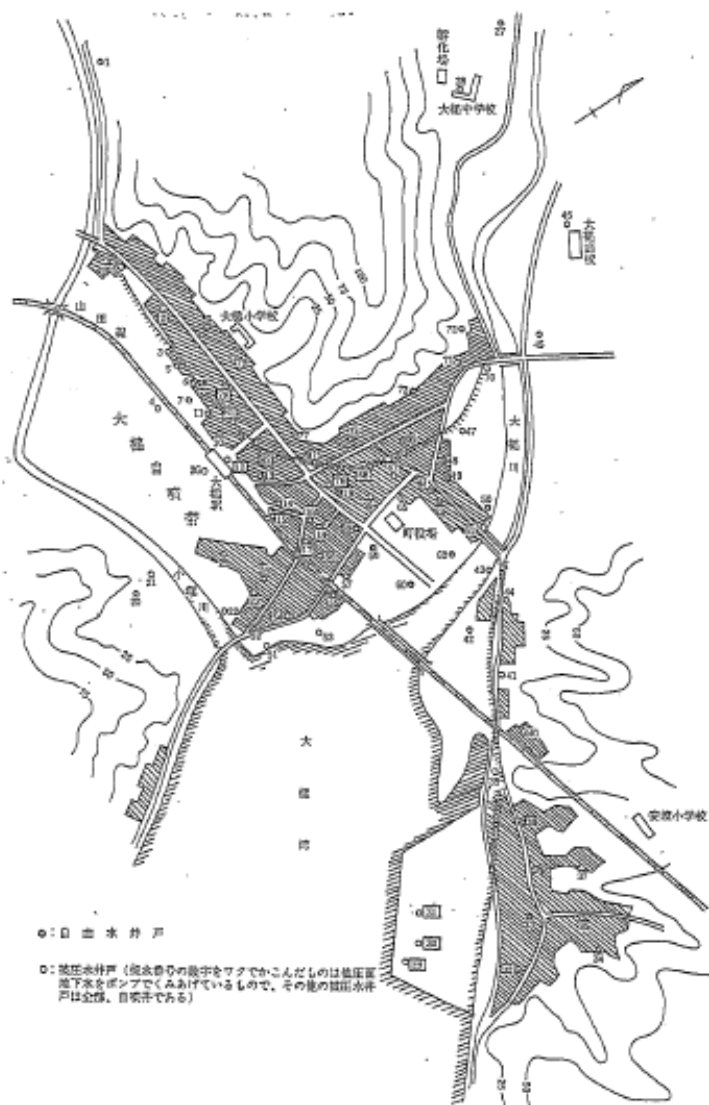


図2 大穂町市街地の採水点位置図

北上山地の沿岸水系として大槌町には、大槌川と小槌川がある。大槌川は川井村境の金沢背後の妙沢山（一、一〇三m）南西の土坂峠に源を発して、別に流れる高滝森（一、一六〇m）山麓から高滝を通過する流れと小又口で合流して南東に向け大槌湾に注ぐ一二・五kmの川である。小槌川は白見山の山すそに端を発して長井部落を通るものと、釜石市境の和山高原の山間から種戸を経て札幌で合流して町方から大槌湾に注ぐが、この二川は市街地に至る間に山地をへだてて南北に平行して太平洋にのぞんでおり、共に鮭の遡上に使して有名となっている。浪板方面にも鯨山（六一〇m）の南側を流れ、不動滝を経て碓川となり船越湾に注ぐ清流があるけれども、前二河川と違って鮭漁のない灌漑河川に過ぎない。

これらの河川は、その流域の山間谷間の沖積地に展開する狭い農耕地や点在する部落に用水・飲料水として供給されながら、河口に広がる市街地に至って多目的に利用されている。町方から凡そ八km上流あたりから、深い堆積谷に地下水となる自噴帯は化学的検査によつて極めて良質なものとされている。現在一日約一万³m余と推定される使用量から計算すると、未利用分十五万³m位の水量が大槌湾に流れていることになる。

第二章 地形

1 地

形（旧村地域）

現在の大槌町は、明治二十二年四月に大槌村・小鎚村・吉里吉里村を合併して大槌町が誕生するまで、大槌代官所支配下にあつたままの個々の村として存在した。三村合併の大槌町はその後昭和三十年四月に隣村金沢村を合併し、新大槌町として発足するまで六十七年間の長期に亘る町政を執行した。

その地形範囲は前章で述べたが、大槌村も小鎚村も大槌湾を東面に両者は大槌町の中央山嶺で二分された形で、大槌村は大槌川を抱き、小鎚村は小鎚川を中心に概ね西北の山岳地帯に細長く伸び、西の金沢村に接し、南は現釜石市の旧村鵜住居村や栗林村橋野村に接していた。吉里吉里村は大槌村の北に位置して、東面する船越湾続きの四十八坂の沿岸を通じて大沢川を境に現山田町の船越村に接し、やはりその村域は西北に延引して鯨山や宮沢峠の嶺線を通して、金沢村に接していた。

その個々の旧村境界は図3を参照されたい。旧三カ村の維新前後からの簡単な経過を次に述べておく。

大 槌 村

慶応の頃大槌村は高百四拾五石壹斗五升貳合の村で、家数凡そ三二〇軒、人口一、七〇〇人程の村であつた。その頃村の長たる肝入（村長）は安渡の徳石エ門で、その補佐役老名おとな五名に、十数人の組頭が属し盛岡南部藩の出先

機関たる大槌代官所の支配を受けて村政を掌握していた。

大槌村は俗に大槌浦とも称され、安渡浦が何かにつけ大槌湾内の代官所に最も近い港として、交易や漁業の中心的存在であった。また四力浦(大槌浦・吉里吉里浦・片岸浦・箱崎浦)の、いわば四カ村の漁業協定や遭難船救助についても棟梁的勤番浦の立場にあった。町方の向川原(現末広町)は小槌村の八日町市場に接しており、経済交流の面でも隆盛を極めた村であった。

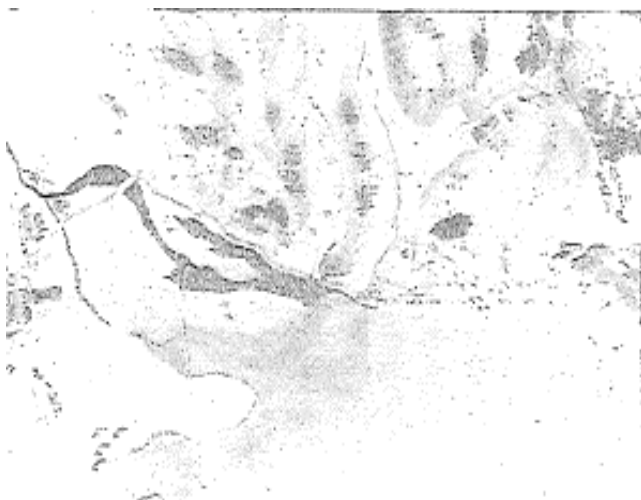


写真1 江戸時代(安政4年)の大槌村絵図
(宮古市 田村忠博氏提供)

大槌川は大槌城時代から南部鼻曲鮭の名産地と知られ、その声価を誇った河川であり、幕藩時代から大槌町の財政を濡してきた恵みの川であった。古い時代は個人の経営もあったが、幕末から明治にかけては村共有で運営されている。大槌村も明治維新で朝廷の直轄地、花巻県、江刺県に含まれ、更に明治四年盛岡県に属し、同五年に岩手県と改称され、以後その管轄下に属すというめまぐるしい行政の変革期を経て、明治二十二年発足の大槌町に統合されている。

明治初頭には大槌村肝入市兵衛が、明治三年には大槌村庄屋源五郎、明治四年大槌村村長越田源五郎と、安渡部落出身の者が村長となり、明治五年戸長役場の制度で大槌村戸長越田徳右



写真2 昭和50年代の旧大槌村地区
航空写真

工門が村を統轄した。以来明治二十二年三月まで戸長制が続き、四月に大槌町となるにつれて、町長河野平太郎の管轄下に合併統合されている。

維新から大槌町に至る期間の大槌村は、やはり向川原は商人の町、大槌浦安渡は漁業と加工業の部落であり、大槌川添えに点在する沢山・柵内・洪梨部落等は農村地帯で水田はまだ少なく畑地農業にたよっていた。その間の大槌村戸口は、明治十二年人口一、八三七人、戸数三五七戸、明治二

十二年人口二、二四四人、戸数四一〇戸と次第にその規模を増大している。

小 鎚 村

明治直前の小鎚村は高式百五拾七石八升八合規模の村で、軒数凡そ二六〇軒、人口一、七五〇人を容する宿駅であり、村の中央今の大槌小学校校庭中程に大槌代官所があつたから、いわば大槌通とおり（郡制のような）二十三方村を統べる盛岡藩の主要な役所のお膝元の村であり、町でもあつた。

元来小鎚村内に存在した八日町は、中世から大槌城下にある城下町を形成して、海産物と農産物、それに日常必需品の売買市場として発展してきた。慶長以後元和（一六一五～一六一七）の城代の頃は一町では足らずとして、藩主利直の御声がかかりで更に四日町が誕生している。現在その由緒ある城下町の地名は都市計画による町名変更に

より、編集者等の請願も空しく、本町となり上町の名称に変更されてしまった。

享和三年（一八〇三）の記録では、小鎚村二六三軒中、八日町五二軒、四日町七四軒が中堰なかぜき（道路中央に水路があつた）を間の浜街道に軒を連らね管内一の町並を形造り、代官所管下唯一の繁華を誇った町であつた。他村の者が町使いに行くと言う言葉、町内の者の町使いすると言うのも昭和の初め頃まで残っていて、それはこの八日町四日町の商店街に買物にゆく事を例とした名残りの言語であつた。

小鎚村も大槌村と同様慶応の頃は肝入が三枚堂の孫右工門、明治元年には一ノ渡の源之丞が肝入、明治三年小鎚村庄屋源八から明治四年の村長佐々木孫右工門となり、明治五年戸長制度でそのまま孫右工門が就任した。その後明治二十二年四月大槌町に合併するまで戸長役場時代が続く。戸長役場は昭和二十八年火災で焼失した大槌町旧役場がそれであつた。

その役場も大槌代官所の御山奉行の役所が修理されて使用されていたもので、戸長役場時代の明治十七年郡村役場の更生戸長役場区域と、官選公選戸長選出紛争が、法律により戸長官選に逆行した頃、現大槌町に含まれる大槌村・小鎚村・古里吉里村・金沢村の四力村連合の戸長役場が其処に置かれ、行政上の中心地としても君臨した村である。

他方小鎚村に存在した八日町と四日町には村制とは別個に、藩政時代は町政が行なわれてきて、その長は検断おさと

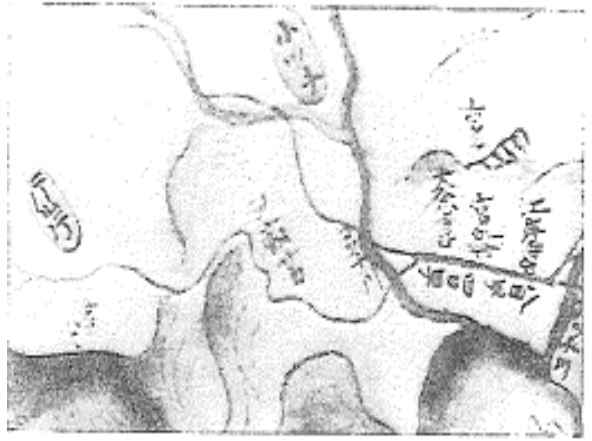


写真3 江戸時代小鎚村絵図（宮古市 史郷纂室提供）



写真4 江戸時代(安政4年)の小鉋村絵図
(宮古市 田村忠博氏提供)

呼ばれ村の肝入にはない警察権を附与されて目下明^{したあかし}の給料まで町が支給していた。慶応の八日町検断は菊池佐兵衛、明治三年村が庄屋に代った頃は年寄^{としより}の名で右平、明治五年には市長制度により八日町市長柏崎右平が見えている。また、四日町も幕末の検断柏崎長蔵から、明治の検断左平、四日町年寄左平、四日町市長小川忠右エ門と続いたが、同年の戸長制度で町も戸長となり、一村中に村に戸長、町にも戸長二人は村政上不合理として、明治六年頃両町を小鉋村一本に統合する空気があって、時の小鉋村戸長佐々木孫右エ門外の村役、副戸長、百姓代、伍長連名の請願書を県に提出したが実現せず、明治十年一月両者協議の上小鉋に合併、同年九月小鉋村戸長栃内茂吉の代に、戸籍の変換を再願して八日町四日町の行政区はすべて小鉋村に移管された。城下町としてこれまで約三百年の間、文化と物資の場であった宿駅と市場もここに役目を終って消えた。

小鉋村も小鉋川を所有したことから鮭の収益は村財政を援けたが、大槌川からすればその捕獲量は三分の一に過ぎなく、漁師部落の大須賀・小枕の浜があっても、明治十三年の漁民戸口調査では、大槌村の専業戸数六九戸、兼業戸数合わせ九八戸人員五四〇人に比べれば、小鉋村専業十六戸兼業戸数合わせ二〇戸、その従事者二一六人で、漁民部落があつて加工業海産物商がいても漁村とは云いがたかった。したがって町方から小鉋川流域に展開した水田と畑作の農業、海産農産交流と日常雑貨の商業に林業を主体とした



写真5 昭和50年代の旧小鎚村地区航空写真

行政の中心的村であった。経済的な意味では明治初頭まで大槌駅とも呼ばれ、代官所時代の面影を残した宿場町で、町政施行以前も大槌村の向川原商庖街を含めて大槌町と総称されたものも、小鎚村の都市化された市街地と合わせ、総称したもので、町方の言葉もそれであった。

明治十九年の戸口調査では、人口男女合わせ二、五七三人戸数四六五戸と大槌村をはるかに凌駕していた。因にこの項では取上げない金沢村の人口は一、〇五一、戸数一六四戸であったことを附記しておく。

吉里吉里村

前二村同様に吉里吉里村も幕末には、その枝村の赤浜・浪板を含め村高二百三拾四石五斗七升余、吉里吉里本村九一軒、赤浜四九軒、浪板三六軒計一七六軒で、人口九五六人戸数約一八〇戸規模の村であった。

その元村たる吉里吉里浜は船越湾の内懷南方の波静かな浦に漁村部落が存在し、吉里吉里浦とも称された。湾続きの浪板部落は内湾でも太平

洋に東面する湾口真向にあつて、その砂浜に打ち寄せる波は、片瀬波として世界に三力所しかないとされ有名である。

吉里吉里に早くから定着した芳賀一族、それに田鎖氏、江戸時代の貿易商前川一族の漁場開発、漁網研究、交易の伸張と非常に功績者の多くを輩出した事は町史上巻で述べた通りで漁業主体の村落であった。これと同一歩調に

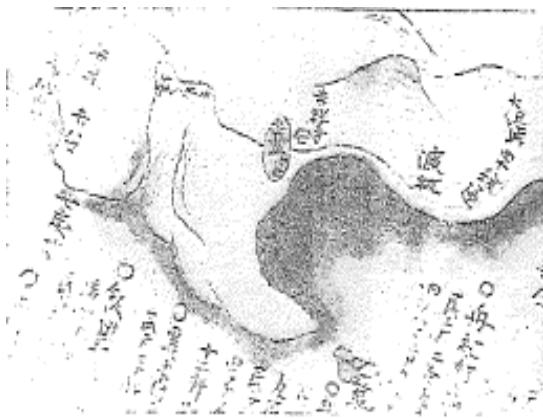


写真6 江戸時代古里吉里村絵図（宮古市史郷土館提供）

あった大槌湾の大槌村安渡と地続きの赤浜部落も、江戸時代後期より明治にかけて、岡谷家や赤武家（古館家）の傑出した漁業家がいたし、大正・昭和には日本一の突捧部落であった。

浪板部落は半農半漁の生活ながら、その特徴として製塩業の盛んな部落で、塩竈と塩田から生産される良質の塩は内陸部に好まれ、何頭もの牛に積まれ山道を越えて輸送され、当時名残りの牛追いの唄が残っている。

また、古里吉里浦は町方のように鮭川は持たないが、村有の野島・蛭子木・金ヶ崎の鮭と鮭の建網を保有して村財政を補っていた。そんな点から漁業専門の村に見られ易いが、吉里吉里浜背後に結構水田を有し、浪板部落の畑作と共に小鎚村に次ぐ農業生産高をあげている。当時純農村の金沢村の高百五拾壹石に比し、約八拾石余も勝る収穫高を示している。

慶応三年の肝入儀兵衛は明治二年頃まで勤め、同三年の庄屋の頃は前川太郎兵衛に代り、明治五年の村長時代は前川甚右工門となり、同年戸長制度となり赤浜の古館武兵衛（赤武）に代ったが、前記二村と同じく明治二十二年大槌町に統合している。明治十三年調査の漁民戸口では兼業戸数一七〇戸、その人員九五四人、稼業歩合（漁業生計）七割比率となっている。明治十二年の総人口一、二四四人、戸数三三二戸、同十九年人口一、四九八人、戸数二六九戸と次第に増加の傾向を示している。

2 旧大槌町(三区・大字)

明治五年の戸長役場制度により大槌・小鎚・吉里吉里の三カ村はそれぞれ戸長を置いたり、金沢村を含め総合的な四カ村組合的な戸長役場を小鎚村に置いたり、改正改革を経て明治二十一年地方自治制の発布により、岩手県にも市町村制の統廃合があった。近代行政の整理再編成が翌二十二年四月施行を目標に進められた。旧慣や民情を考慮して地形交通の便も考えただけ統合する方針であった。地方の市場とか宿駅市街地で人口密度の高い所は町制が施行されたが、開発や近代化に当然差があり、県案にも地方町村の審議にも異論があった。

大槌町の誕生も市街地が形成され、人口の点でも要件にかなわず、小鎚村・大槌村・吉里吉里村を合併、大槌町として明治二十二年四月一日を期して新発足する事になった。金沢村は地形や交通の面から純農村的で、人口戸数ともに標準に満たなかったが、独立村として認められ大槌町には含まれなかった。合併については第六編第二章で具体的に述べるので、次に合併後の旧村三区の大要を述べておく。

大槌区(大字大槌)



写真7 昭和50年代の旧吉里吉里村地区航空写真

明治二十二年の大槌町発足前の二十一年まで大槌・小鎚・吉里吉里・金沢の四カ村連合の戸長役場が小鎚村旧役場に置かれており、その連合村の戸長が遠野出身の河野平太郎であった。彼は大槌町誕生のお膳立をしてくれた功績者で、合併前の各村の意見をまとめて歴史的大事業を成し遂げた。合併担当の戸長として暫定予算の編成や、旧来の村会議員と連合村会議員に代わる、新町会議員十八名の選挙管理者として公選による定員を選出して郡長に報告する等の活躍をしており、初町会では四カ村連合戸長の手腕も買われて河野平太郎が初代大槌町長に選出されて就任した。

三カ村合併に当り新大槌町にすべての旧村有財産を寄納したかといえは、実はそうではなく、他町村に現代でも財産区の名残があるように、旧村の主要な財産権は譲渡せず合併後の区会がその運用に当たっている。しかし町となつたので区有財産の管理権は町当局にあり、管理者は町長となっている。

区会議員は町長が選挙管理者となり区民の公選により十二名の区会議員が当選し、区会を構成区会議員互選により区長と区長代理を選出している。当時の町村制では町会の議長も町長であつたように、明治・大正の区会の議長もその管理者たる町長が当っている。したがって区長は、区会の取決め事項を守って区政を推進したが、その区がまた川にしろ、海にしろ、その漁業権を共有していたところから、区の漁業権行使運営に当る漁場会なるものが存在し、その漁業収益の管理にも当っている。三区会とも漁業経営収益が区有財産の最大の利益となつたことから、その利益から区費に充当したり、区民の生活困難な場合は一戸何円かが配当されたりしている。勿論その区費から農道や灌漑施設、開田費用、学校施設、橋梁、道路の工事費も支出されている。

区会が何をなすべきかに付いては明治二十九年に制定された『南閉伊郡大槌町条例』に明らかで、その第一条に「本町左ノ一部（大字大槌・小鎚・吉里吉里）限り及部落組合ノ区会ヲ設置ス。」とあり、旧村各区は大槌町大字で

区別されている。その大字による区会議員は町村議員の階級選挙は用いず、区内に住居する被選挙権を有する町村制の例が適用されている。したがって人口五千未満の議員数十二人が各区の議員数となっている。その任期も町村制により決められたところから、六年任期の三年半数改選であったが、大正時代四年任期の一括選挙に変っている。もっと複雑なのは区会議員が、漁場会議員であり町会議員と県会議員を兼ね、一部に町長を兼ねる場合もあった。

区会は「毎区共用ノ財産及宮造物ニ関スル事件ヲ議定スルモノトス。」と、第二条に決められている。こうした内容は各区と共通するので、大槌区もそれらを参考として述べるが資料的に全部が揃っているのではなく、欠けている部分もある。しかし、明治二十一年の大字大槌区の財産明細表では左記がある。

大槌区財産明細表

大槌区会議事録

区有土地の部

宅 地	一反八畝十三歩	地 価	一一〇円一八銭
田 地	二三反三畝一步	同	六五五円三銭
畑 地	四反五畝一步	同	三六円六六銭
荒 畑	二三反八畝一步	同	?(記載なし)
荒 田	一七反七畝二歩	同	?(記載なし)

計四十八筆

建物の部

大槌町小鎚	木造平屋	棟数	二
-------	------	----	---

大槌町小鎚	土	藏	棟数	一
同 大槌板	藏	全	一	

金穀の部

第二回軍事公債証券 額面千百円

貯 金 金貳百四十九円四錢三厘

上京飛沢橋梁株場貸与 金貳百円也

添度加里製造費貸与 金五拾円也 (前川昌太郎)

養蛸場費貸与 金拾五円也 (三浦角藏)

祭典費安渡船頭貸与 金拾円也

粃 貳百三石三斗八升五合

稗 壹石八斗

土地は宅地であれば区民に貸付、その使用料が収入となり、農地も小作人を決めて貸付、規定の穀物を納入させ、区有の倉庫に確保して凶作の種用に分配したり、保有量が充分であれば入札で売却している。建物は区民に借家として貸付けているものもある。安渡の宅地を貸して建設した元天狗組消防小屋の如くは、消防組が出来て不用となり明治二十六年家賃一ヶ月三十錢で越田文治に貸している。官有地の払下げ運動は農林省に請願して区有財産取得につとめ、区民の便宜を計っている。

明治三十年度歳入出決算は、歳入一、六七一円七九錢、歳出一、四三三円四五錢、差引残三三八円余があつた。

その区会歳入の最大たる漁場収入収支の一端を見ると次がある。

大槌区会漁場収入支出概算表

区会記録

年 度	収 入	支 出
卅 四 年 度	金七千六百八円卅六錢	金貳千八百八十九円八十八錢八厘
同 年 度	金三百八十四円廿六錢九厘	金三百八円六十四錢七厘
卅 五 年 度	金六百廿四円卅七錢九厘	○
計	金八千六百十七円〇〇八厘	金貳千四百九十八円五十三錢五厘
差 引 残	金六千百十八円四十七錢三厘	支払
右差引残ノ内	金五千八百五十二円五十三錢八厘	寄附下野祝田用水工事、長橋及沼崎橋修繕
但	海岸工事、捕介藻養蚕傳習所 産馬買入、江岸寺焼失二付	其他諸費
合計差引残	金貳百六十九円九十二錢五厘	

明治卅五年十月十五日提出

町長 倉 田 保之筋

この区会議事録の記載でも判然とするように、漁場会（大槌川）の支出を見ると区の最高収入源となっており、その収入は海岸の護岸工事や埋立地の費用に当てられ、鵜住居村箱崎区との長期に亘る漁場紛争費用にも当てられている。他方養蚕伝習所開設費（望鱗閣）産馬用種馬購入費や下野耕地と祝田（小鎚区）地区用水工事費も支出されている。長橋とは旧安渡橋の事で、今は面影がないが現新町の沼崎橋等の修繕費も寄付されている。

漁場会は区内の大槌湾内外に漁業家が建網や区画漁業権を申請すれば、町の諮問に答えてその可否を決定して答

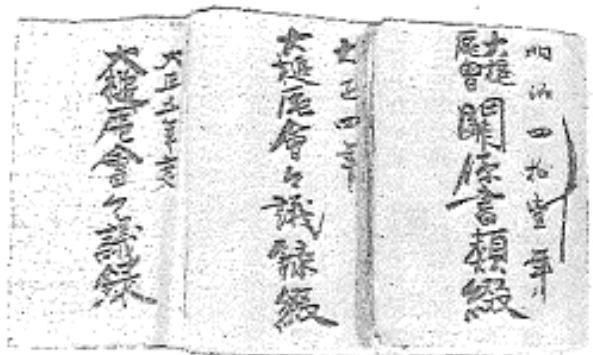


写真8 大槌川区会費帳簿（町史編纂室蔵）

申している。大槌川の鮭漁を区が直接稼業したのではなく、希望者に漁場入札規定により公開入札をさせ、高額者と契約して鮭川運営を下請させている。明治四十一年岩手県は鮭の繁殖保護対策として、河川の漁業権は孵化場を持たなければ許可しない場合もあると布達して、県下の有名河川の稚魚放流を指導している。そこで大槌・小槌両区が合同区会を開いて幼魚人工フカ場設立を協議、翌明治四十二年十一月両区河川に便宜な場所御社地（現末広町）に施設一切を完了させている。町営フカ場ではなく両区費用分担による設立であった。

旧村社の二渡神社（現大槌稲荷）の宮殿新築や神輿修繕にも、社掌や氏子惣代の申請があり、明治三十七年に費用の負担を区会で決めている。三十九年には屋根修繕費も分担し、四十年には神社維持費として毎年百円ずつ五カ年継続寄付する事を可決している。

議したり、三十六年住職の財産権訴訟費の寄付願を審議している。四十二年には蓮乗寺の再建寄付、三百円の寄付願が出て検討されている。

大槌区住居の町医に石井道生なる義侠の医師がいたが、その子深三郎の医学校遊学の資金を毎月拾五円、二カ年間貸与する事も決め今なら奨学金支給の例が、明治三十七年に区会で可決されている。

日露戦役の頃武道が隆盛を極め大槌町に尚武会なる団体があり、その運営費も各区戸数割りで寄付している。戦

死者の葬儀萬端もこの尚武会が世話したが、区会もその費用を分担して葬儀執行準備委員に区會議員も参画している。また遺族に対する見舞金贈与や生活費の援助も行なっていた。

大正二年頃の区会記録では、区有山林に松杉の立木が約一千一百本、檜が一千一百本余で総石数八百八石余の成木が保有されている。同年の歳入予算五、五八九円二五錢、歳入の最大は大槌川漁場貸付料の四、八三七円であった。それに次ぐものが三陸汽船株配当金三六七円五〇錢であり、不用雜木売却代三〇〇円があるが、区有収入に農業生産によるものは一錢も記載されていない。

歳出では報酬の中に、町長、助役、収入役、書記の手当に出張旅費として町長助役の旅費、宿泊、日当が区務出張の内訳で計上されている。区会の會議費三三三円は議員延人員七二〇人分の日当、一旦三五錢と三〇錢で計算されている。支出の最大も漁場税金で鮭川の県税が五八六円、町税が八二四円一〇錢が出ている。寄付補助金は計三五六円で内容は町医手当二〇〇円、安渡と向川原火の番夜回り七〇円の補助が見える。

大略大槌区会のあり方を述べてきたが、大正年代の区會議員は明治の三年毎半数改選の時代を終り、大正二年に一括選挙となり四年の任期で選出されている。地域組合的な区会が財産権を掌握して町政とは別個な区行政を施行し、町自体が大事業を計画するにも資金に窮する実体は、せつかく三カ村が合併しても二重的性格を持って、その実が伴わない患いがあり明治末葉には一部の有識者に、反省と改革論が台頭していた。

大正四年大槌・小鎚聯合区会に、四代大槌町長倉田保之助より、先ず大槌尋常高等小学校の敷地の一部、深屋沢宕反拾式歩の畑地を両区で町に貸与していたが、その全敷地を大槌町に寄付する議案を提出満場一致で可決されている。大正六年九月五代吉井金助町長は、岩手県山林課長の詳細説明を区会で求め、三区統合の必要性が県の指導でも明らかとして区有財産を町に寄付する議案を提出、二日間の審議により同三十日漁業権を含めた全財産を町に

寄付決定している。この事は明治二十二年大槌町発足から実質的に町一本化の大同団結を意味するものであって、後々「三区統一」と称されて名目的町政が実際の町政への変革として話題となり、旧村地域の区会はその役に終止符を打つことになった。

小 鎚 区（大字小鎚）

小鎚区もまた大槌区と同様に、明治二十二年三月まで四力村連合の戸長投場に属していたが、大槌町発足により旧小鎚村は大学小鎚区となり、区会議員十二名により区有財産を保有してその運営に当たってきた。その区有財産には宅地、畑地、原野、建物三棟があった。特に山林反別が他区に比べて多く、また、小鎚川の鮭漁場を所有していた。

明治三十年頃の歳入出決算は、大槌区や古里吉里区の比ではなく、明治二十九年の戸数は四六九戸と三区中最大であったが、歳入出の点では最下位にあった。

小鎚区明治三十年度歳入出決算 区会議事録

歳 入

一金貳百貳拾八円五拾八銭壹厘 歳入決算高

歳 出

一金貳百貳拾八円五拾八銭壹厘 経常費決算高

小鎚区には旧八日町、四日町の駅があつて明治中葉にも結構物資の流通、経済活動には城下町の面影があり、商店の数も三区中最も多かったので、区費以外に駅に関する決算もされており、明治三十年度の例では左がある。

大槌町駅内限り明治三十年度決算

収 入

一金参拾五円八拾六錢四厘	前年度持越高
一金貳拾六円四拾貳錢七厘	小鎚区ヨリ下付
一金貳拾六円九拾参錢六厘	大槌区ヨリ百七円七拾四錢貳厘ニ対スル四分一收入
一金五拾毫円参錢九厘	小鎚漁場ヨリ寄付
合計	金百四拾円貳拾六錢六厘

支 出

一金百七円七拾四錢貳厘	用水留費
一金参拾貳円五拾貳錢四厘	堰掃除費
合計	金百四拾円貳拾六錢六厘

明治三十一年五月五日提出 町長 後藤 直太郎

明治三十一年は九月に三回の洪水があつて、小鎚川流域の花輪田堤防の決壊や祝田道路、南往來の堤防から在方道路橋築補修が緊急課題となり、周辺地主の補助金請願も何通か区会に提出されている。後藤町長は区有金もない現状から、小鎚漁場会から寄付を受けて工事費に当てる事を要請している。

堂ヶ鼻より用水留（桜木町）に至る道路決壊も、当時日常用水にも関係があり工事費百円が決定されている。明治三十二年八月には赤痢が蔓延して、隔離病舎の新設の必要も出てきた。殊にも小鎚在方に病勢が猛烈で火急に徳並村付近に患者収容の小屋を建てる案が示され、盛岡より医者と看護人傭入れが議決されている。町方の上流から

向川原方面に至る用水路線は伝染病発生では、水道のない時代には誠に危険な水路でもあった。

小鎚区にも何かあれば区有の小鎚川の収益を当てにしたが、大槌川に比較してその収入は三〇%か二五%に過ぎず、明治三十三年の例では漁場会決算歳入が一、二二一円、歳出が四四九円とあって、到底区費全部を賄うには困難があった。明治三十二年の区費決算によれば歳入総額一九四円に対し、漁場会より一一八円の寄付金が出され

ていて、他は貸地料、蔵敷料、貸金収入、公債利子の雑収入があった。歳出面の高額は土木費で、道路、用水留、橋梁、堤防費計で二二一円余が支出されている。

明治三十三年の区会に、産馬組合員連名で「抑モ我小鎚区之儀ハ、住古ヨリ遠野通行之物資運搬ノ駄賃業ヲ以テ経済之主要ニ致シ居候」と、産馬事業に付き請願するの願書が区会に提出されている。それは他町村に比し最下級の馬を使用しており、駄賃業は変動して数が激減の形勢にある。最近は政府の改良馬奨励地方県庁の保護で良種馬を買入れ、種馬として貸下規則もあるが牝馬に乏しく、此際区有の山林立木を売却して良牝馬を購入、産馬業復興の願意を達成させるように願ひ上げるといふものであって、これは実行されている。

区会交渉委員の頼末説明では、小鎚区宇新山の山林を金石田中製鉄所(現釜石製鉄所前身)と協議一、七〇〇円に売却、小鎚区産馬事業にも百円寄付する由の内定が報告されている。如何にも小鎚区の特徴を示す議事録内容で



写真9 小鎚区会会費決算 (町史館蔵宝庫)

ある。また地区の議員で後藤直太郎〈前町長〉等岩手県農工銀行の株券二十株を所持しており、都合により三〇〇円で区有財産に買上げられたいと願書を提出、区会はその一割引きで漁場会鮭川の収得金が納入される期日に売買を決めると可決している。

明治三十四年に大槌町の警察分署庁舎新築について、大槌・小鎚両区で三〇〇円の寄付見込があり、大槌区は戸数による分担を議決しているところから、小鎚区もその例にならい寄付拠出を決定している。

明治三十六年の記録によると、飲料水改良費七〇円の支出で四日町にニカ所の堀抜井戸工事を行ない、飲料水確保と衛生上の便宜を計るべきだと倉田保之助町長より提案、全市街の安全には必要と費用不足は有志の寄付とする事で議決されている。同時に小鎚川より引水する用水留水門等を修繕する設計書も検討され、流行病対策の施策が進められていた。同年五月の区民連名の出願書なるものによると、前年の稲作は皆無で有合食料を食い潰し、隣保情誼に頼るも生活急迫につき老戸三円の拝借を得て急場を凌ぎたいと連署で出願、区会の審議を求めた。その請願人数は二〇二人に及んでいる。

農業関係がそうなら漁業の方も大変であつて、大槌浦と箱崎浦両石浦をからめた捕介採藻事件が三十四年頃からあつて、伊藤聰元町長及び漁業家代表前川昌太郎が弁護士と共に、争議を有利に導くために盛岡に寝泊りで県庁その他の接渉に当つていた。これは海草魚介の漁業権獲得運動であり、漁業法改正とからみ漁民の死活問題であつたところから、大槌区と小鎚区から運動費と訴訟費が支出された。その費用九二六円余もかかり、これを折半負担する破目になったから区費の支出も多かった。他に救済米購入資金五〇〇円を計上、区費欠損を覚悟して庶民に安価米を配給しているが、その米は外米の蘭貢米で総売高が一、八四〇円余に及んでいる。

大槌区は大槌川の収益が区の財政を援けたと既説したが、小鎚区鮭川の状況を見ると一例ではあるが左がある。

小鎚区漁場歳入出額

小鎚区会議事録

卅五年度小鎚区	歳入	一、三七一円二〇三	歳出	一、四七一円六三一
同 漁 場	同	一、〇九九円一六六	同	一、〇六五四五一
卅六年度小鎚区	歳入	七六三円二二	歳出	九五〇円九六二
同 漁 場	同	一、四七二円三五七	同	七〇九円〇三二
卅七年度小鎚区	歳入	二、二八九円〇三五	歳出	二、八三三円五九九
計	六、九九四円九八二	計	七、〇二〇円七三四	

この表によれば漁場収入が殆ど区費と同額で、小鎚区も往時は鮭川収益に依存する率が非常に高かったことを知るのである。その恩恵が区費に投入されて実際には住民に還元されたことになろう。明治三十七年の小鎚区財産表によれば次の如きものがあつた。

大槌町小鎚区財産明細表

区会記録

土地之部		反		地	
字	地目個所	別		価	
御 神 楽	畑 二カ所	町 八〇七		二 〇五〇	
花 輪 田	畑 三カ所	町 一九二七		七 三〇〇	
生 井 沢	畑 三カ所	町 〇三二一		二五 八五〇	
大 槌	畑 三カ所	町 一一八八		二 三六〇	

小 鎚 卅 二 地 割 六 十 八 番	建 設 地 割 地 番	建 物 之 部	深 祝 古 御 金 館 葛 大 上 祝 味 向	字
			屋 廟 神 ケ 屋	
			沢 田 下 楽 崎 洞 柄 槌 内 田 前 山	
			畑 荒 原 原 山 山 山 宅 宅 畑 畑 畑	
木 土 造 蔵 平 (五 坪) 家	種 類	棟 数	両 田 野 野 林 林 林 地 地 畑 畑 畑	地 目 個 所
			区 一 一 一 一 一 一 三 一 四 三 二	
			共 カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ	
			有 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所	
壺 壺	価	格		反 <

この他に区が所有した財産に有価証券の遠野銀行株券、農行銀行株券、軍事公債券合わせ四、四一〇円糶栗毛牡馬一頭買入価格九〇〇円、産馬関係者に貸付の證書等額面計で四二〇円程が所有されていた。軍事公債は明治二十七年、八年及び明治三十七、八年の戦争分共に、区費で買受け三、一〇〇円（二十枚）程が保有されている。戦死軍人や病死軍人の葬祭費用と遺族に対する補助も区費から支出された。凱旋軍人歓迎費も三区戸数に応じて割当てられていること等もある。

明治三十九年大槌小学校へ、学校林として生井沢の区有山を五十年間期限で貸付け、学校七分区分三分の取得で決議している。この頃町医の住宅まで小鎚区で準備、その住宅敷地を購入したり設計したりで工事委員を選出して建設を進めている。明治四十年度に水産業発展のため県が水産試験場建設構想を披露し、盛んに地方勧誘を行ない県予算五、〇〇〇円では敷地建物の費用まで及び兼ねるとして、寄付三、〇〇〇円の協議を区会に持ち込んでいる。これは両区とも寄付に応じているが、小鎚区は五〇〇円程度の寄付を決めているけれども、大槌町に設置されたものではなかった。同年大槌小学校新築に当り小鎚区は二、五〇〇円の寄付も可決しているが、五月の区会で三、〇〇〇円に訂正されている。この頃また田中製鉄所より区有山立木の買入れ交渉があり、横山久太郎より二、六五〇円で随意契約の申入れが審議され、売却することを可決している。その山林は区有小鎚の葛柄山くずから（新山）の立木であり、当時新山は金山だとする評判があった。

こうした事情もあつてか小鎚中渡新設道路の工事が行なわれ、工事立会委員四名を選定している。しかし請負人佐々木銀助より、工事に発破を利用する関係から飛石防禦を数力所に設け、意外の工夫と日数を要するとして二十日程の竣工期日延期を申入れ六月下旬に完成している。これは道路延長凡二〇〇間で請負入札額が四九五円であつて、岩石地帯を百拾間も含む難工事であつたようだ。

明治四十一年大槌小学校新築敷地が問題となった時、旧官所地（現在の大槌小学校敷地）が最有力候補地となり、区会に設計敷地全部を町に寄付するかどうかの提案があった。旧官所地とは明治二年まで存在した元大槌通二十三カ村を統括した大槌代官所敷地のことであつて、小鉚区会是我が区に新築される小学校を歓迎して満場総起立で敷地寄付を可決している。ところが旧官所跡はこの時二十人の所有地になつており、現在住居する者十八人もあり、区会は設計による敷地拡張分も含め買収移転交渉に当る委員五名を選出、その接渉に当らせている。具体的には第九編教育の大槌小学校の項で述べるが、学校新築に対する最終寄付も五、三〇〇円の巨費となつた。

同年軍人慰労金の各区割当てがあり、総額七三二円を三区で分担した時、小鉚区は戸数四六六戸分二八二円余を支出している。この年もまた産馬生産者総代より、軍用馬の需要もあつて、在来の内国産種の種馬で改良を達せず、北海道産の良馬を区有種馬として貸与され、上閉伊郡中でも俄然頭角を現わしたけれども、種馬年数切れで自然資格を失い、生産者苦悶のため、貸与の種馬を産業原資として御恵与下されたい。さすればその種馬を売却した収金により洋種の良馬を購入して本区産馬を盛況に導きたいと請願している。この願意は優良馬生産には必要なことだと、区会も採用願意の通り可決した。

明治年代にしては珍らしく四十年度に八十歳以上の高令者調査記録がある。それによると文化五年（一八〇八）生れの百歳を頭に、男十三人、女十九人の八十歳以上の老人三十三人がいた。医学や衛生の不備な時代を考えると、この高令生存者の数は驚威に価する。

明治四十二年三月四日、大槌区安渡の沖漁船も水難救済会を設立したが、小鉚区の大須賀の船主達も遭難船救済の目的で、小鉚水難救済会を創立して積立金による資金の蓄積を決めた。しかし搜索救助に汽船を依頼する場合や遺族の扶助に当る資金積立に達するまで三、四年を要するところから、緊急時の用をなさないので区会にそれまで

の基金三〇〇円、期間三カ年とし、返済は区会の命令に服従すると一時借用を申入れている。区会は申請に対し貸借証券には会長以下役員が連署すること、支出には区会の決議を経る条件で採用可決した。

この願書提出から三日後の七日、大須賀の太田傳平所有の帆船善祝丸が大時化で難破しており、救済会役員古館謙次郎外七名が区会に対し、乗組員十二名に会則によって弔祭金と扶助料を支出したいと、四〇円の借用を願う貸付を可決している。前記三〇〇円は不成立に終わったものか決算書にはこの貸付四〇円しか見えていない。この頃三陸海岸の物資海上輸送機関として明治四十一年、塩釜を基点とする宮古港までの定期航路が三陸汽船株式会社の創立により運航され、大槌港もその一寄港地となったことから、大須賀(現須賀町)道路は数百の貨物運搬に利用された。発起人太田鶴藏外五名は狭い道路を改修するために、工事設計書と共に工事費明細一九五円の予算と、補助申請を区会に提出その四分二工費が補助決定されている。

小鎚葛柄山(くすむろ)(新山行中腹の山神附近より明神平手前)は、全部が小鎚区所有ではなく、その一部に造林していたものである。明治四十二年十一月区会は国有林葛柄山の特売払下方を町役場の駒林孫之助書記をして、青森大林区署に出張させて申請手続を行ない、一町歩二円、立木一棚二五円割合で台帳面積一二〇町歩、雑木一、〇二七棚の購入を計っている。しかしこれは予算にも決算にも現われておらず交渉は不調に終わっている。その後の記録では共有葛柄山林反別五四四町五反とある。

明治四十三年の小鎚区戸数は四五九戸、忠魂碑建立(元大槌郵便局位置に設置)では一戸約三〇銭、一三七円余が尚武会に建立費として寄付されている。十月十八日宮古水産学校の生徒が遠足で大槌町を通過、その昼食代として生徒一同に三円を区費から寄付している。この年十一月区会議員の半数改選があつて、席順を抽籤で決めているが半数改選はこの時で終了し、大正二年では一括選挙となっていて、定員十二名には変りなかった。

明治四十三年は水害年でその復旧個所は、小鎚区だけでも御神楽、祝田、町裏、養老橋上、南往来、花輪田の多きにわたり、その工費八、一五〇円、郡補助に頼つても負担額二、二四一円でこれは町負担四四八円、小鎚区補助が四七〇円、他に地主寄付で復築工事が進められている。この他に中渡新道路も洪水で復旧工事が必要となり部落負担五〇円とし、設計工費九〇円余が計上されている。

他方大槌小学校敷地五反七畝二九歩を区が寄付した事で、文部省より銀盃を下賜されたものの、学校建築費寄付金支払一、二〇〇円が未払いとなっており、洪水復旧費と共に区有金では処理できなくなっていた。そこで区有山林を年期売却して一、七〇〇円の金を調達しようとした。この対象も前記の第一地割葛柄五十九番の新山の山林であった。

明治四十四年九月上閉伊郡郡長中野協藏より各町村長に対し、町村自治体の共同福利を増進せんと欲すれば基本財産の蓄積で基礎を強固にするよりない。山林が町村の基本財源として適切であるから町村民一致共同の美風により、部落有の林野は町村に統一して地方百年の大計を確立すべきだと訓告している。このような空気が後の三区統一への足がかりとなったものである。災害が発生して県や郡費支出を請願する一方、町負担や区負担住民負担と三区分立では町政が成立たなくなっていた事の郡長指示であつたろう。山林原野の調査では三区有が次の通りであつた。

大槌区・小鎚区・吉里吉里区山野調

大槌区

一山林反別 二十七町六反五畝二十一步 七筆

此地価 金七十九円八十四銭

一原野反別 一町六反八畝十四歩 八筆

此地価 金八十三錢

小 鎚 区

一山林反別 五百七十七町五反一步 三筆

此地価 金五百七十九円十二錢

一原野反別 八畝二十一步 二筆

此地価 金 四錢

吉里吉里区

一山林反別 壹町四反八畝二十四歩 一筆

此地価 金五百六十五錢

一原野反別 三反九畝五歩 一筆

此地価 金 二十錢

小鎚区會議事録

同年十一月の区会では部落有財産統一の件諮問に付いて協議し、町長（議長）より事は重大なる問題で九月以来考慮の日時を置き延引していた。今回はまた蔭山孝郡長が巡視に際し、林野の整理に限らず進んで全財産を統一し町本来の基本財産の根拠として優良の効果をあげるべきであると、訓諭もあること可否を答申する必要がある事を説明した。これに対し区会は満場一致統一する事を可決している。この重要問題を一気に決したことは不思議なくらい議事録には議論も口論も記載がない。

大正三年（明治四十五年）の小鎚区歳入、の予算は一、五七六円一〇錢で、収入の最高が小鎚川漁場貸付料で一、

一一〇円、次が共有山立木払下代二五〇円であつた。歳出額は二、五五九円一五錢三厘、大きな支出は市街道路敷地改修買上費六百九十円を含む寄付金で八二六円に、漁場税金県税合わせ六六九円となつている。鮭人工孵化場費は大槌が七分を負担、小鎚区は三分負担で二二四余、区の借金に対する利子三三三円があつた。これ等の財政負担軽減のために、区有生井沢や小学校裏山の立木売却が審議されたり、鮭川三カ年期間即金売却が協議された。大正二年五月調べの借金や未払金は合わせ二、四四五円にのぼつていた。区有不動産の売却は勝手にできなく、郡長の認可が必要とされ、区有財産管理者たる倉田町長が郡長に接渉したが、区が借金するのは畢竟管理者が会議万能主義だからだと叱責があり、その前後策には一言も触れなかつたと報告されている。

財政困難の時は何時も山か川の財源に向けられ、この時も金崎と生井沢の二山を大槌町に売却すること、孵化場負担額の大槌区八分、小鎚区二分の負担軽減、小鎚共有山の牛馬放牧料の六〇円を倍額一二〇円とする案が可決されている。大正三年三月の区会でも町寄付の残額ありとして区有館ヶ洞山林二七町六反五畝余、金崎山林二反九畝余合わせ価格一、三〇〇円で大槌町に売却する事を可決している。その大槌町も八〇〇円を大正三年度、五〇〇円を四年度で支払う約束する程財源が不足していた。

大槌区は二渡神社祭典費を毎年寄付しているが、小鎚区もこの頃小鎚神社に毎年一五円を寄付している。その他神社の書籍購入、社地の寄付移転等もあつた。これも代官所時代から続いた慣習である。火の用心見回り費用も毎年秋から春に人夫を出して、その費用も区費から支出された。更に大正三年十二月、区有宅地を大槌尋常小学校教育地に貸付けていたが、区会協議によりその三七二坪を同校校舎敷地として大槌町に寄付している。

三区統一の時期が刻々と迫つている中で、区債があれば償還しなければならぬ。小鎚区で山田町木下善次郎（木善）より借金があり、大正四年の如きはその利子一七五円の支出に困り、区内昆政次郎より借入れ弁済した事

もある。同年七月も区債償還に向け、産馬組合より五〇〇円、小鎗在牝馬所有者より六〇〇円計一、一〇〇円の借入金を、無利子とし借受中は区有地へ放牧料無料とする案を可決している。勿論放牧山林無料貸与の契約書は、蓄牛所有者十名、牝馬所有者十二名と管理者倉田町長の間に十二条の項目で契約されている。

大正五年度分の記録は見当たらないが、大正六年九月二十九日の区会では、区有財産全部を大槌町に寄付すること、区に属する一切の債務も付帯すること、及び大槌、吉里吉里両区もその財産を町に提供を決定すると同時に実行する事で可決された。

吉里吉里区(大字吉里吉里)

前二区と同様に古里吉里村も、明治の地方自治法により三村合併大槌町の発足と共に吉里吉里旧村は全面的に組合的吉里吉里区となった。区会議員も前二区と等しく十二名が選出され、その中から区長と区長代理が選出されている。明治十一年には人口一、二四四人、戸数三三二戸であつたが、町村合併前の明治二十一年では人口一、四九八人、戸数二六三戸に発展している。

区の内容を知る区会議事録も、他二区が中途の明治三十一年以降を残すのみであるが、吉里吉里だけは二十二年以降が揃いかなり充実している。それによると十一月十四日区会議員の選挙が当時の簡易小学校で施行され、町長河野平太郎代理者の名譽助役前川和三(地元出身)を選挙掛長として、清水正と藤本勝衛の選挙掛により九時開場、午後二時閉鎖で古館武兵衛の五十六点を最高に、岡本清五郎十二点まで十二名の区会議員が当選している。かくして第二回の区会は翌二十三年三月六日に開会、席次を抽籤で決め町村制第六十四条同第六十四条の大槌町会の決議により区長及び代理者の選挙を実施、区会議員互選により芳賀宗助八票で区長に、その代理者に五票で古館武

兵衛が当選している。

芳賀はその先祖は中世から近世にかけて古里吉里浦で漁業に専念してきた家柄で、古里吉里善兵衛の通称で交易商の名を成した前川家より古くから定着した漁業家の木家筋として、地域住民から「芳賀様」の名で呼ばれた旧家であった。古館家も大槌湾の赤浜浦の漁業家で、その先祖は吉里吉里前川家の世話で養育され、分家同様に独立した岩間平十郎（上巻参照その後岡谷家）の別家である。古館武兵衛も江戸時代末期から網元として、明治に至り大槌町の一、二を争う漁業家に成長、北洋に挑む程の活躍を見せている。

大槌・小槌両区は鮭川の漁業権を所有したが、吉里吉里区には鮭川はなく、野鳥と金ヶ崎の鮪と鮭建網を保有して町には寄納せず、区有として区財政の収入源となっていた。明治二十三年十月に此の漁場収益に対し町税六拾余円（営業税）が賦課された事で区会が開会されている。区は収益の有無も調査せずに税の令状を發したのは、不当であり、取り消すべきだと主張したのであった。二代町長伊藤聰はこの税は制度により町に納付すべきであるの裁決を下したが、区民は不服であると郡参事会、県参事会に訴願したが町の税賦課は正当であると敗訴している。

例えば区会は「金ヶ崎漁場共同実業ニ関する方法」といった第十一条からなる規定を設けて、その運用に当り区長が全体の事柄を委任されて、施設の仕入から税金の事まで総合的に管理を任せられ、各伍長相手に協議しつつ運営して納網の時期には区会の漁場委員により收穫金高と支出金高を、区会に報告する仕組となっていた。当然の事ながら収支の利益損失は区会の評議決定で処理される事になっていた。前記は明治二十四年の吉里吉里区一同の手塚（区直営）の条項だが、前年は二二〇円程で下請にされていた漁場である。この外同区には野鳥と蛭子^{えびす}ノ木両建網が区有となっている。その収益の大半が区財政の資金に当てられていたのである。しかし当時とすれば大槌区の大槌川の収益からすれば三漁場を合わせても収益金高は必額であった。

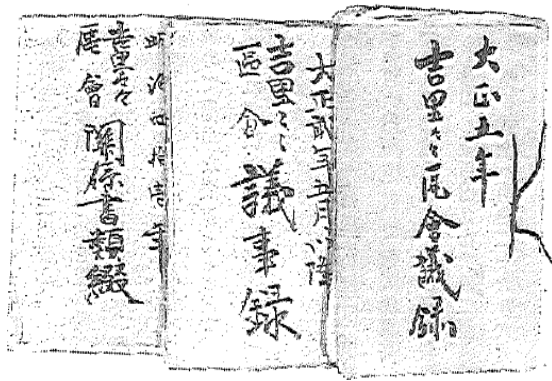


写真10 吉里吉里区会會議録綴 (町史編集室蔵)

吉里吉里に区会が開催されると、議長たる管理者町長も書記も吉里吉里坂を越えて出席するので、一旦三五銭の目当を支給し、二日にわたる会議では宿泊料共五〇銭となつてゐる。会場は小学校か吉祥寺で開催されることが多かった。区会の記録には明治二十三年の区会も簡易小学校と記されてあるけれども、その時は町立吉里吉里尋常小学校に改名されていた筈である。区会議員も山越えの赤浜、浪板と地形的に不便であつたから、定員に達せず再招集して成立したり流会することゝまたまあつた。

明治二十四年一月の区会では伊藤町長より当区は、浪板・赤浜より吉里吉里小学校まで通学する児童は困難で、従来出席皆無で不学の子供が多くなるのは遺憾であり、当区限り両所に簡易学校か分教場を設けるべきではないかと協議している。明治十年三月赤浜には八幡神社の社務所に寺子屋式の学校が開設されたが、同十二年本村の吉里吉里に簡易小学校が設立されて移転しており、二十二年の町村合併でもその敷地校舎は区の所有となつてゐた。それも二十五年より単級の学校がやつと二学校編成となり、明治二十八年十五地割四番に三〇〇坪の校地を買い入れ校舎も新築したが、まだ二学級編成であつた。赤浜部落に分教場が設立されたのは明治三十一年で、これも二学級編成で発足したが、この時は浪板分教場の方は見送られたままだつた。

明治二十五年に蛭子ノ木漁場規定、五カ条が決められ区が経営しているが、明治二十三年より同二十四年の漁場歳入出は次の如くであつた。

吉里吉里区会報告

区会議事録

蛭子ノ木漁場

歳入 金貳百七拾壹円 二十三年、二十四年収入金

金ヶ崎漁場

歳入 金貳拾二円也 二十三年収入金

合計金貳百九拾三円也

歳出 金參拾七円七拾壹錢八厘 二十三、二十四年支出

金貳百五拾五円廿八錢八厘 配当金

合計金貳百九拾三円也

極めて簡単な決算であるが、配当金は区民全戸に分配されたものであろうか、そうだとすれば漁場に対する税が賦課されて反対運動の挙に出たものであろう。この決算によつても大槌川・小鎗川の収益と建網漁場の利益には雲泥の差があつた。

吉里吉里区明治廿五年度決算

区会議事録

一金百六円 歳入決算高

一金五円七錢八厘 歳出経常費決算高

差引 金百円九拾貳錢二厘 残

但シ残金ハ明治二十六年六月十九日戸別配当三決ス。

これによれば吉里吉里区会は、歳出後の残額は各戸に分配する方法を取っている。他の両区には早い時代の明治

二十年代の記録はなく不明だが、恐らく同様の方法で区有財産から生ずる収益の配分を行なったものである。

明治二十六年九月の区会で、野島秋鮪建網の区受けの漁業権を官庁に申請する事を審議している。野島漁場は文政六年（一八二三）区長芳賀宗助の先祖伝蔵代に開業しており、文久年代に蛭子ノ木建網と共同で経営して明治に至っている。これをまた別個な漁場として権利を得ようとしたものである。これは区有の漁場となっても明治二十七年同区の前川善右エ門に一カ年一〇〇円で下請稼業させようとしたが、先年芳賀宗助が試験的に器械網を建てやうと相当の漁があつたので、公的に入札すれば大金が区に入る一時の欲にかられては試験操業も挫折すると、区会
は芳賀に五カ年の稼業権を任せる決定をしている。

同年五月小鰈^{はやしおね}区の岩間範次郎が吉里吉里区内の早古船に、及び中宿門三郎が見ル前に共に鮭建網漁場を出願、町長はその可否を区会に諮問したが、早古船は区内漁業者が集合捕獲する場所で差支えがあると、見ル前も網の方位を卯（東）に向けては漁船の通路に当るから、南に二八〇間とするなら容認できると答申している。如何にも漁業の部落らしい区会の審議記事が多い。かと思えば日清戦争の年であり区長より陸海軍軍資金一〇〇円ずつ計二〇〇円を蛭子ノ木と金ヶ崎漁場の利益より献納したいと提案して可決しているが、実は芳賀宗助区長と吉祥寺西館拙堂住職の発案になる提案であつたようである。

明治二十八年度の吉里吉里区々有財産調査報告によれば、区の会計担当者に区長代理の古館武兵衛が当り、稼業多忙か収支が明確に整理されておらず、結局大槌町投場に出頭して精算されている。区の財産を管理する町側の収入役が最終的に決算するからである。

明治二十八年吉里吉里区有財産調査

区会記録

明治二十七年区受となり、区会決議により五カ年間無料で芳賀宗助に稼業を任せ、収支は一切なく税金は本人負担する。

同 第五号 蛭子ノ木秋鮪建網 区受

税金は一カ年九十七円廿六錢九厘、廿五年より二十七年まで古館武兵衛へ一カ年百六十円で稼業を任せ、本年期明けに付、更に入札に附し金額を定める事。

同 第六号 金ヶ崎鮭建網 区受

税金は一カ年貳拾円八錢、廿五年より廿六年まで一カ年貳百五拾円で芳賀竹次郎へ稼業を任せ、更に廿七年より廿九年まで一カ年三百六十三円五十五錢で藤元茂へ稼業を任せ置く事。

会 計

一金千參百貳拾參円四拾八錢也 実 収 高

内

金四百八拾円也 蛭子ノ木廿五年より三カ年分

金五百円也 金ヶ崎廿五より二カ年分

金三百四十三円四十七錢 同二十七年分

一金八百五拾円也 支 出 高

内

金貳百円也 軍資金献納

金五百円也 軍事公債応募額

金百五拾円也 学校敷地買入金

差引金四百七拾參円四拾八錢 残金

実際には此の残額より町税（営業税）、区の協議により支弁した費用もあつて、現在高は殆どゼロに近い計算になるものであつた。しかし明治二十八年七月に締切つた歳出入では、漁場会の決議で収入もあつてか六八〇円の残高処理が審議されており、五〇〇円は区会に寄付して銀行に預け、残金より三〇円は漁場の関係費とし、他は区民に貸付金とする案で処分が可決されている。

明治三十九年度では漁場発見調査費三〇円が計上され、担当者前川和藏に支出されたり、赤浜と浪板道路修繕費が出てゐる。變つたところでは各区も負担した漁業法改正の四郡聯合協議会費、県水産組合設立協議費と出張委員二名の旅費計一二〇円の支出もある。また区財産管理人で区會議長たる町長の年報酬一二円、助役同五円、収入役（区の決算や金も預かる）拾円、書記手当五円も可決されている。

ところで区会の会計は先にも述べたように町の収入投に任され、区長代理が区費や漁場会の金を出し入れする關係で繋がつてゐた。収入役は当然三区会の予算も決算もその會議の決定により取扱つたので、其処にはトラブルの發生がなかつた訳ではない。吉里吉里区会でも明治三十九年度までの収入役の責任に属し、且つ古館武兵衛にも関連する部分が四十一年度に至つても解決されない問題があつた。これは訴訟問題に發展しそうであつたが、区会は収入役に一〇〇円の切金で証書として十カ年賦（芳賀宗助分も含み）で返済すること、残金は収入役の功勞金として支給する寛大な処理方法で、罪人を出さずに可決している。

明治四十二年二月四日、午前六時半頃区内吉祥寺が火災のため焼失する不幸があつた。五月の区会ではこの見舞金四〇円を予備費から支出して、檀家総代の平野勘右エ門へ渡す事を可決した。この年は火災が多く十一月の区会は区内類焼者家族三十六人に炊出一人二合五勺を支給しているが、その罹災戸数は示していない。大槌・浪板・赤浜・町方の消防手にも白米一石二斗七升（一升一四錢四厘）の炊出をしている程であるから、恐らく五、六戸の被

害があつたと思われる。一升五二銭の清酒二斗四升、二六銭の濁酒二斗も手伝人達に支給されている。

火災となれば道路網も不備で大変だつたと思うが、亦浜と安渡間の海岸道路新設工事、赤浜入口細田より学校を通り八幡神社に至る道路が、工事委員長古館武兵衛によつて説明され、設計書による両工事費の一、一八〇円程が審議可決されている。その工事費捻出のためには区有の軍事公債五〇〇円券の売却と、交渉委員五名を選出して大槌区にも補助協力を求めて進める事を可決している。

明治四十三年村社天照御祖社掌が社殿工事費四七円の支出請願書提出、収入役より支払う決定がなされた。尚各区の尚武会への寄付についても吉里吉里区三部落戸数二八六戸で、八五円五八銭四厘の支出が可決された。明治四十四年二月には区内芳賀吉之亟の漁船が遭難して、金拾参円の見舞金を支出した記録がある。三月には区有野島大謀網の入札を行ない三五三円五三銭で、織笠村の昆源三郎に落札して下請稼業とされている。

吉里吉里浜漁業組合が正式に設立認可されたのは、明治三十六年一月であつたが、明治四十四年三月のこと組合長前川和三より区会に対し、諸建網新規発見申請に費用至急要するにつき、金七拾円を無利子で借用したいと願書を提出した。区会審議でその貸付額を五拾円に限定要請に答える事を可決している。これもまた大槌浦漁業組合に對する区会の協調と良く似た関係である。漁業組合だけではなく、同年吉里吉里に森林保護組合が創立されるに當り、その設立補助一〇円の請願に対しても補助を決定代表者の平野勘右エ門に渡している。平野は此の後九月の区長選挙に当選した人であり、その代理者には芳賀武次郎が選出されているし、特別代理に古館武兵衛が推薦されている。他二区には特別代理の制はない。

漁場委員長は自動的に区長が兼任する事で決められており、他に委員二名の選挙も同年九月十一日に行なわれ、岡本勘平と田鎖種吉が当選した。漁場委員長の年報酬五〇円、委員は一五円、区長も委員も任期は二年となつてい

たが、区財政逼迫で報酬が減額されている。

吉里吉里小学校は明用四十一年の義務教育延長六年制となり、北田学校と呼ばれたように第六地割十八番に校舎を移転、三学級から四学級編成の尋常小学校となるが、赤浜学校敷地の方も各地主と一坪壹円で交渉されたが、結果は壹円参拾錢で相談が取り極められ登記に付き区会が決定したのも明治四十四年となっている。当時は学校運動会に四十四年に八円三九錢五厘、四十五年に七円一〇錢の費用も区から寄付されている。吉祥寺火災についても四十四年庫裡改築費寄付願いにより、区は二年に分け百貳拾円の支出を決めている。明治末期の吉里吉里区歳入出、明治四十五年と、大正初期二年の予算を対照すると、

大正元年（明治四十五年）度区歳入出決算

歳入

一金壹千壹百拾四円五拾八錢 歳入決算高

歳出

一金八百七拾六円貳拾八錢七厘 歳出決算高

差引金貳百参拾八円貳拾九錢参厘 残余

右ハ大正二年度へ繰越ス

大正二年十月二十日

吉里吉里区管理者 町長 倉田 保之助

大正二年度吉里吉里区歳入出予算（確定案）

歳入

一金壹千五百貳拾六円拾壹錢五厘 歳入予算高

歳 出

一金壹千貳拾貳円九拾參錢五厘 經常歳出予算高

一金五百拾參円拾八錢 臨時部歳出予算高

計 金壹千五百貳拾六円拾壹錢五厘

右提出ス

大正貳年五月九日 提出者 吉里吉里区管理者 倉 田 保之助

予算歳入の最大は、漁場貸付料収入で金ヶ崎・蛭子ノ木・野島の三漁場で一、一五三円五三錢であつた。支出の最高額は三〇五円の寄付金で、町医に二〇〇円、育英資金、学校器具代等が含まれている。漁場費は一〇五円の予算となっている。町長年俸は三円減額の一二円、助役七円、収入役年手当一〇円が計上されている。

野島・蛭子ノ木両漁場の漁獲物種類の名称を、鮪及び鮭と訂正する件も大正二年の区会で可決されており、現代に通ずる鮭漁が次第に重要視されつつあつた事が区会の記録で明らかである。同年赤浜分教場の敷地が部分的に県道路線に買い上げられ、校地狭隘のため隣接の黒沢彦蔵の畑地譲渡を交渉、一四四坪（二坪一円三〇錢）を買収する事になり、校舎建築の期日も切迫したので合わせて五〇四坪分の買入代金六五五円二〇錢を、大槌町に指定寄付する件を可決している。

大正三年二月の区会で、漁場入札契約規定を審議しているが、これは十二条に及ぶもので区有の漁業権貸与を受けた者と管理者町長との契約規定であつた。この規定による三月の野島漁場入札は八名で争つたが、最高札四〇五円一七錢で伊藤福松に落札している。しかしこの漁場は翌四年に返納され、三月の入札会で三八〇円で芳賀源八の

稼業となっている。芳賀は蛭子ノ木漁場（鮪）金ヶ崎漁場（鮭）も一手に下請稼業をしており、この二漁場は共に五〇円の減額を申請して区会は四年分の減額を認めている。したがって、この年の三漁場の貸付額は減額した後の記録で左がある。

吉里吉里区三漁場貸付料

一、野島大謀網貸付料金 三百八拾円
一、蛭子ノ木大謀網貸付料 四百五拾円
一、金ヶ崎大謀網貸付料 三百五拾円
借用人 芳賀源八
大正四年三月拾日 吉里吉里区会議事録

同年十月吉里吉里浜漁業組合より区会に対し、湾内助太郎岩基点に鮭機械網漁場を新規発見し、出願に同意を求めている。区会には区有三漁場の稼業者も同意しており、認可の後には組合が区に譲渡を約束していたので異議なく可決している。次に大正五年の区歳入出予算をあげておく。

大正五年吉里吉里区歳入歳出予算

歳入	歳入予算高
一金七千貳百七拾円五拾銭	
歳出	歳出経常部予算高
一金九百七拾九円五拾銭	
一金貳百九拾壹円	歳出臨時部予算高

歳出合計金壹千貳百七拾円五拾錢

大正五年五月 大槌町吉里吉里区 管理者町長 倉田 保之助

この年度では前年赤浜に新設した用水工事に追加工事の件があり、学校用水としても一日も欠くべからざる工事として賛成、更に吉里吉里の字塚より須賀前に至る道路修繕と小橋八カ所の架け替えが提案され、両工事とも可決となっている。浪板部落の鯨山神社下流より碓川に至る道路も、前年修繕工事が施工されたが、その改修費残が一二円あり、これに五〇円を補促して川筋堀割の長さ一五〇間分を巾二間半とする工事を実施している。また、大槌水力発電株式会社の一〇株に対する払込金二五〇円が、臨事部更正予算の中に計上され払い込まれている。水力発電株は各区も予算規模により購入したものであった。

さて、大正六年度の予算案も組まれ一、一〇〇円台の歳入出が計上された。他区と同様明治末期の区有財産を町に寄付の動きにより、古い明治二十年代の区民に貸付中の残務整理に手を焼いた記録もあるが、一応の整理は終わっており、大正六年九月二十八日吉祥寺に開会された区会に、吉井金助町長より他二区と同様の区有財産寄付の件が議案とされ、本区有財産全部ヲ大槌町へ寄付スルモノトス。」が審議検討された。岡本勘平議員発言して、事新しき問題ではなく数年来の懸案で、木題を延期する事になれば他区に影響する。本区の主財産は三漁場でありこれを吉里吉里浜漁業組合に権利を移転、賃料収益から漁場経費を差引きたる残部を、永久に大槌町に提供する条件を付帯して確定する事を求めた。賛成者続出議長は採決に付し満場起立で可決された。

以上は地勢の中で取り上げるべきでないかもしれないが、三区会に属する各部落の事情を知る意味と、木町史の内容を理解する上ではどうしても必要なのが区会のあり方である。例えばこの三区統一が町政の確固たる基礎とな

つたし、古里吉里区会の三漁場純益の町寄付にしても、後年大問題を提起し地域住民の感情相克に発展する要因となるからである。

第三章 気 象

1 気 象 と 海 流

岩手県は地理的に高緯度に位置している為と、海岸線が非常に長いために、その沿線三陸沖で接する親潮寒流と黒潮暖流のどちらかの勢力強弱による影響が大きい。殊にもこうした海洋性の気候を示す三陸海岸の中部以北は親潮の影響を受けて、かなり気温も低く夏には海霧の発生も多い。

昭和三十八年に大船渡測候所の開設によつて、これまで沿岸全体とした天気予報も、最近はや岸北部地方と沿岸南部地方の二区分されるようになった。この予報区の沿岸北部地方とは、大槌町、下閉伊郡、宮古市、久慈市、九戸郡を含み、沿岸南部地方とは釜石市、気仙郡、大船渡、陸前高田市を含む地方を指しており、実質的には大槌町及び釜石市は沿岸中部に属するから、海流の変化によつては南部或いは北部の気候と歩調を合わせる時期、年もある。

親潮は、千島列島から南西に降つて東北の沿岸に至るので千島海流とも呼ばれる日本の代表的寒流である。親潮寒流は冷たいけれども栄養分を豊富に運ぶ海流であるから、三陸沖の魚介を育てる親とされ、親潮の名称がある。その流速は本流で約〇・七kt（最高一・三ktといわれている）。流帯も一〇海里（十五海里もあつて、三陸沖合を南下する場合には東経一四二度（一四三度附近と、東経一四六度（一四七度と、東経一五〇度（一五一度附近を南下する分岐流があるという。

勿論それは毎年同じと云う訳ではなく、一つの額向であり年によつてはその流路や範圍が、黒潮暖流の強弱との関連で変化がある。親潮の特徴としては夏季に流勢が弱く、冬期から春先にかけて最も発達するのが常である。そして此の南下の状況が三陸沖の漁、不漁に影響をおよぼすので漁家に大きな関心が寄せられる海流である。東北ではかつてこの潮を桔梗水ききょうみづと呼んだこともあり、透明度は一〇mないし一五mである。

黒潮は太平洋の南から日本列島ぞいに北上してくる暖流である。三陸沖北部まで達する黒潮系暖水の領域や厚さは、十一月から十二見頃に最大である。この黒潮の流路の蛇行する現象は春期に最も多く、親潮とは対象的に透明度はその倍の三〇m〜四〇mもあり日本海流と呼ぶこともある。黒潮の大蛇行と大冷水塊が親潮との関連で発生し、それが気候の異状現象となる場合がある。

したがつて三陸沖を北上する黒潮の強弱遠近が、気候の冷暖に關係し、また、海況予想の目安にもされる。ところで黒潮の大蛇行と冷水塊による異状現象は、時として五年位の継続期間を持つ場合もあつて、江戸時代の安政元年（一八五四）から昭和五十五年までに、そんな現象が約三〇回もあつたといわれる。東北海域の黒潮の流れが平均位置より南に偏り蛇行すれば低温となり、凶冷年となるのが常である。これが陸上にも大影響をおよぼす大還流であり、その北上流路は他衝流とのバランスで変化するから、親潮と黒潮の交流位置に存在する三陸沖の海況と気候変化は複雑である。

このような海況予測困難な中に吾々の祖先が、嘗々今日まで暖寒流の魚族を追つてきたし、海が低温で不漁な年は地域的に陸作も凶作で大打撃を受けた事が折り折りあつた。科学的に情報化が進み、海況も気候も正確さを増したのは喜ばしいが、海変や天候は人力では左右できない自然現象で、まだ長くその試練に耐えねばならないだろうと考えられる。

2 気温・風向・雨量

陸中海岸は県内でも最温な地帯で、内陸地方とは同緯度でも海辺では三℃ぐらい高い傾向がある。それも季節的な面からすれば地域差の最大は冬季の一月で三℃、二月から三月で三℃、三月で一℃～二℃となり、四月から十一月頃の期間の気温はそれ程の変化がなくなる。大槌町に於ける昭和四十六年から五十五年までの平均月別気温は次の如くで、一、二月が最も寒く、七、八月が最も暑気がある。

大槌町月別平均気温 大槌町鮭鱒孵化場観測

℃	
0.5	1 月
0.7	2 月
3.4	3 月
9.1	4 月
14.1	5 月
18.5	6 月
21.5	7 月
23.2	8 月
19.2	9 月
13.8	10 月
8.3	11 月
3.2	12 月
11.3	平均

一般的に三陸地方沿岸は内陸部にくらべて春の現象は早目におとずれ、秋の現象は遅くおこる。南の大船渡の平均気温と比較すれば一～二月で約〇・五℃大槌町が寒く、七～八月の気温では約〇・二℃の差がある。また北の宮古地方に比較すれば一～二月で〇・五℃から〇・七℃も暖かく、七～八月で〇・七℃から一・二℃の差が生じている。

風向は地形との関連で地域的に多少の差異があるけれども、夏の中部以北で北東の風、中部以南が南東風となる

ことが多い。冬の風向は中部以北で南西風、以南では北西風となることが多い。風速も当然地形の影響を受けるが、三陸沿岸は内陸地方にくらべれば一般的に風力が強い。場所によって異なるけれども風の最も強い季節は四月頃中心の春の季節である。夏季が弱く九月十日にかけての台風時期で強まることがある。冬季と夏季の風系の交代期が四月と九月であることを示すものであろう。

空氣の湿度は暑さと寒さの体感となつて現われるが、海岸は冬季に乾燥が甚だしく、夏には湿度が非常に高い。冬の乾燥は北西の季節風による晴天日が多いのに関連するもので、夏は熱帯性の南東季節風が湿度を高めている。この湿度が低く空氣が乾燥する季節に物の着火危険があり、最小湿度時期の三、四、五月に山火事の発生危険率が高くなる。西高東低の冬季型の北西季節風が三月頃中心に、北上山地を越えて沿岸に向つて吹き、フェーン現象となり空氣が乾燥して好天が続くが、実はこの季節が一番林野火災が多発する要注意の時季である。

例年四月五月の移動性高氣圧が帶狀となり日本列島に伸び、やがて東海上に去り背面に低氣圧の寒冷前線が通過する前後も南寄りの風が強く、氣温も昇りその後の氣温低下と共にフェーン風となる頃も、降水量も少ない沿岸が乾燥するのでこれも危険性が伴う。雪の少ない沿岸では一旦出火すれば、氣象条件が延焼の大きさ地形により作用されて、消火活動に苦勞することも常である。

三陸海岸の氣象で忘れてならないものに濃霧の期間がある。それが三陸の自然が生む風物詩だと喜ぶ訳にはいかない。この現象は漁業家泣かせであるばかりでなく、交通事故を發生させ、農業におよぼす影響も大である。霧は海水温の低い海域に二・〇℃線上に北上するもので、三陸沖では平均發現期間は四月から八月頃までであり、特に五月七月が最盛期となる。沿岸陸地もこの海霧の侵入によつて視界を悪くし、海上で暖氣流が寒冷な海面移流で冷やされ水蒸氣が微細な水滴となり移動する。これが農地の少ない海岸の農業に水分は補給しても、日照時間を限定する

と共に夏の陰雲冷涼の天候をもたらし、冷害不作の原因となる場合もある。現実には異状天候が農作物に甚大な被害を与えた例は枚挙にいとまなく、寒冷地の宿命は今後もつきまとう事を覚悟しなければならない。

海況や気候が正常で、海が豊漁年であれば陸も萬作の俚諺ことわざがある。降水量も農家によつては大切な作柄に影響する。本町史の記述範囲である昭和三十年頃の湿度と降水量を示せば左表の通りである。

大槌町月別平均湿度・降水量

降 水 量	湿度	月別
68.3 mm	67 %	1 月
101.2	64	2 月
89.9	57	3 月
64.2	48	4 月
105.3	60	5 月
76.9	77	6 月
167.8	85	7 月
145.7	87	8 月
194.9	81	9 月
92.6	77	10 月
7.2	71	11 月
39.4	67	12 月

第四章 人口と戸数

1 明治の戸口

明	年九十治明				年一十治明				号 年			
大 槌 村	金 沢 村	吉 里 吉 里 村	小 鎚 村	大 槌 村	金 沢 村	吉 里 吉 里 村	小 鎚 村	大 槌 村	村 名			
					二 六				男	士 族	人	
					四 八				女			
					六 一四				計			
					四九〇 六一九 一五五 九二二				男	平 民		
					四八三 六二五 一八〇 九一五				女			
					九七三 二四四 三三五 八三七				計			
	五三〇 七六八 三〇四 一五四				四九二 六一九 一六一 九二二				男	計		口
	五二一 七三〇 三三八 一四三				四八七 六二五 一八八 九一五				女			
一、二四四	一〇五一 四九八 六四二 二九七				九七九 二四四 三四九 八三七				計			
四一〇	一六四 二六九 五一六 四四〇				一五七 二三一 四九一 三五七				計			

明			年			年一十治明				年一十治			号 年		
四十 年	三十 五年	三十 二年	号			大槌町			金沢村			村名			
一 二 三	一 五 三	一 三 五	人 口	士族		大槌町			金沢村			人口			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数	平民								計			
			人 口	計								計			
			戸 数	士族								計			
			人 口	平民								計			
			戸 数	計								計			
			人 口	士族								計			
			戸 数												

大 正							年 号		
十一年	十年	九年	五年	四年	三年	元年			
							人 口	士 族	大 槌 町
一八五	一七二	一七一	一六四	一七三	一九五	一六八			
							戸 数	平 民	
二九	二八	二八	二六	二八	二八	二五			
九、三七六	九、五四九	九、七六一	九、五七〇	八、八八六	九、二六一	八、四四七	人 口	計	
一、四七五	一、四三八	一、四三一	一、二八八	一、三三九	一、三三六	一、二二八	戸 数		
九、五六一	九、七二一	九、九三二	九、七三四	九、〇五九	九、四五六	八、六一五	人 口	計	
一、五〇四	一、四八六	一、四五九	一、三一四	一、三六七	一、三六四	一、二五三	戸 数		
							人 口	士 族	金 沢 村
							戸 数		
							人 口	平 民	
							戸 数		
							人 口	計	
							戸 数		

2 大正・昭和の戸口

治		
四十四年	四十四年	四十二年
一七五	一七〇	一二二
二四	二四	二四
八、四五一	八、四一三	九、三二九
一、二四九	一、二〇一	一、二二四
八、六二七	八、五八二	九、四五一
一、二七三	一、二二五	一、二四八
大槌町 金沢村 戸数 四六四戸		

昭和											大正			年 号		
元 年	二 年	三 年	四 年	六 年	八 年	九 年	十 年	十一 年	十二 年	十三 年	一 四 年	一 三 年	十二 年			
二〇四	二一四	二三一	二三五	二二九	二三三	二三二		二五五	二五五	二七六				人 口	士 族	大 槌 町
二九	二九	二八	二八	二七	二七	二七		二七	二七	二七						
九、七九三	九、九〇一	九、九四〇	五、五五三	〇、七六一	〇、八〇二	〇、八四二		一、四六一	九、六三三	九、七二五				人 口	平 民	
一、五六九	一、五八三	一、六五〇	一、六五五	一、六六九	一、六八五	一、六九一		一、八〇三	一、五二二	一、五五七				戸 数		
九、九九七	一、一一五	〇、一七一	〇、七八八	〇、九九〇	一、〇三五	一、〇七四		二、三九六	九、八九二	九、九二四				人 口	計	
一、五九八	一、六一二	一、六七八	一、六八三	一、六九六	一、七一二	一、七一八		一、八三〇	一、五五一	一、五四六				戸 数		
														人 口	士 族	金 沢 村
														戸 数		
														人 口	平 民	
														戸 数		
								一、五二七						人 口	計	
								一九五				一九六		戸 数		

和 昭														年 号	男	女	計	世帯数	大 槌 町
二十八年	二十七年	二十六年	二十五年	二十四年	二十三年	二十二年	二十一年	二十年	十九年	十八年	十七年	十六年	十五年	十四年					
八、六〇四	八、四二一	八、三二七	八、一六四	七、九四五	七、八九八	七、四三四	六、九五三	六、九一二	六、一三〇	六、四六九		六、一九三	六、〇六七						
八、六五五	八、四八〇	八、三〇一	八、一七八	八、一九七	八、〇一二	七、七六一	七、五四五	七、七五一	六、九七九	六、六二五		九、一七三	六、二九九						
一七、二五九	一六、九〇一	一六、六二八	一六、三四二	一六、一四二	一五、九一〇	一五、一九五	一四、四九八	一四、六六三	一三、一〇九	一三、〇九四	一三、三八九	一五、三六六	一二、三六六						
二、九七五	二、九一五	二、九三一	二、八二八	二、八一七	二、七四七	二、六八四	二、六七八	二、五八〇	二、二八七	二、一九一			二、〇九六						
	八一六				七六九							七六八							
	八六三				八三八							七七二							
	一、六七九				一、六〇七							一、五四〇	一、五八七						
	二四六				二三三								(戸数)二〇二						

昭和						年 号		大 槌 町											
二十九年	三十年	三十五年	四十年	四十五年	五十年						五十五年								
男						女	口				世帯数	男	女	口	世帯数				
女																			
計																			
五、一、二六						三、二、七八													
三、七、六九						四、二、三八													
四、四、七五二						五、二、七六													
五、五、五二						五、五、五二													
一七、四一四						一九、二二六													
二〇、〇五五						二〇、〇〇四													
二〇、〇五九						二〇、〇五九													
一〇、六五九						一〇、二五五													
九、五六七						九、九四九													
九、五六七						九、八二七													
九、九七九						九、九七九													
二〇、〇七九						二〇、〇七九													
二一、〇七九						二一、〇七九													
二〇、九八四						二〇、九八四													
一〇、六五七						一〇、八四五													
一〇、三二七						一〇、二三四													

3 職業別戸数及び人口

大槌町

昭和								大正				年	
八	七	六	五	四	三	二	一	十	九	八	七	号	
年	年	年	年	年	年	年	年	五	四	三	二	年	
												農	戸 数
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	業	
三	三	二	二	二	二	二	二	一	一	一	五		
五	〇	八	六	四	一	〇		〇	一	一	四	戸	
												水	戸 数
六	六	六	五	五	五	五	五	五	五	五	四	産	
五	四	一	九	七	七	七	七	六	五	四	八	業	
九	四	〇	五	八	七	六		一	五	四	六	戸	
												鉱	戸 数
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	業・	
五	五	五	六	六	六	五	五	三	六	六	六	工業	
三	〇	七	三	七	〇	四		五	一	七	八	戸	
												商	業
三	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二		
一	〇	〇	八	八	七	七	七	六	五	二	八		
六	九	八	一	八	五	一		六	六	二	五	戸	

昭和二十六年							種別
電 気 水 道 業	製 造 工 業	建 設 工 業	鉱 業	水 産 業	林 業	農 業	種別
一 五	一、 〇 九 九	二 五 九	八	一、 四 四 七	一 一 七	一、 五 九 五	人口 總 数
〇 ・ 三	一 九 ・ 〇	四 ・ 五	〇 ・ 一	二 五 ・ 〇	二 ・ 〇	二 七 ・ 六	%
一 四	五 三 二	二 五 四	七	一、 三 八 七	一 〇 二	七 八 一	男
〇 ・ 三	九 ・ 二	四 ・ 四	〇 ・ 一	二 四 ・ 〇	一 ・ 八	一 三 ・ 五	%
一	五 六 七	五	一	六 〇	一 五	八 一 四	女
一	九 ・ 八	〇 ・ 一	一	一 ・ 〇	〇 ・ 三	一 四 ・ 一	%
其 他	公 務 及 団 体	自 由 業	サ ー ビ ス 業	運 輸 通 信 業	金 融 業	商 業	種別
二 〇 七	三 〇 七	二 〇 〇	六 五	二 〇 〇	二 二	二 四 七	人口 總 数
三 ・ 六	五 ・ 三	三 ・ 五	一 ・ 一	三 ・ 五	〇 ・ 四	四 ・ 三	%
一 三 三	二 三 六	九 〇	三 八	一 七 四	一 五	一 二 八	男
二 ・ 三	四 ・ 一	一 ・ 五	〇 ・ 六	三 ・ 〇	〇 ・ 三	二 ・ 二	%
七 四	七 一	一 一 〇	二 七	二 六	七	一 一 九	女
一 ・ 三	一 ・ 二	一 ・ 九	〇 ・ 五	〇 ・ 四	〇 ・ 一	二 ・ 一	%

昭和						年 号	戸 数
和	十 三 年	十 二 年	十 一 年	十 年	九 年		
十 四 年	十 三 年	十 二 年	十 一 年	十 年	九 年	農 業	水 産 業
四 四 三	四 四 〇	四 三 八		四 三 八	四 三 八 戸		
六 二 五	六 七 二	六 六 七		六 六 二	六 六 二 戸	鉱 業・ 工 業	商 業
二 二 八	二 二 〇	二 一 二		二 〇 七	一 七 四 戸		
三 〇 二	二 九 九	二 九 七		二 九 五	二 九 五 戸		

大槌町・金沢村（昭和三十年）

町村名	区分							
		商	工	農	公	無		
金 沢 村	大 槌 町	三 三 四 八	一	二 一 〇	二 二 三 九	一 五 五	そ の 他	合 計

4 部落別人口と世帯数（昭和五十五年度）

本町史は、昭和三十年を限度とするも、部落別人口と世帯数を示さなかったし、宅地造成及び分譲地開発により、急激にその世帯、人口が増加した時期があるので付則として左の表（次頁）を掲げておく。

昭和55年12月分部落別人口

12月末現在

	町 名	世帯主	男	女	計		町 名	世帯主	男	女	計
1	種 戸	39	105	95	200	29	吉里吉里3丁目	139	310	313	623
2	徳 並	29	85	83	168	30	吉里吉里4丁目	221	441	450	891
3	一 の 波	22	49	48	97	31	波 板	157	317	314	631
4	蔵 打 直	27	70	66	136	32	戸 沢	17	50	46	96
5	臼 沢	75	180	160	340	33	中 山	11	25	23	48
6	桜 木 町	409	724	730	1,454	34	中 川 原	23	54	57	111
7	栄 町	208	358	359	717	35	戸 保 野	37	98	92	190
8	上 町	418	688	743	1,431	36	安瀬の沢	8	24	24	48
9	本 町	204	345	392	737	37	元 村	27	68	76	144
10	大 町	294	539	529	1,068	38	対 間	30	90	82	172
11	須 賀 町	296	537	545	1,082	39	下 屋 敷	17	46	45	91
12	小 枕	106	202	207	409	40	長 井	25	55	57	112
13	末 広 町	320	604	630	1,234						
14	新 町	225	362	399	761						
15	和 野	27	73	68	141		金 沢	195	510	502	1,012
16	前 段	29	69	81	150		大 槌	5,552	10,327	10,657	20,984
17	大 ケ 口	106	200	215	415		住民基本台帳 に基づく合計	5,748	10,837	11,159	21,996
18	大ヶ口住宅	219	371	387	758						
19	源 水	128	233	244	477		出 生		10	10	20
20	沢 山	259	430	471	901		死 亡		13	10	23
21	安渡1丁目	322	583	577	1,160		転 出	4	16	22	38
22	安渡2丁目	236	451	485	936		転 入	8	14	16	30
23	安渡3丁目	264	509	522	1,031		転 居	17	33	44	77
24	港 町	14	27	29	56		世帯 合併 分離	△ 1 6	1 8	1 5	1 13
25	赤浜1丁目	126	250	260	510		職権削除		1		1
26	赤浜2丁目	211	411	406	817		職権記誠				
27	吉里吉里1丁目	180	350	358	708		今月の増加	9	△ 6	△ 6	△ 12
28	吉里吉里2丁目	243	454	491	945		人口推計	5,748	10,257	10,905	21,162